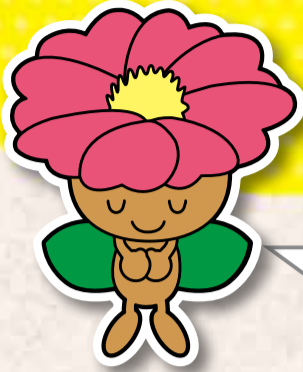


災害時に要支援者を助ける

努力義務になりました!

個別避難計画って?



国の「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、改正から概ね5年間で避難行動要支援者ごとの「**個別避難計画**」を作成することが市町村の努力義務となりました。

概要

災害が発生したときに、自力で避難することが難しい方を対象として作成される、避難の流れなどを記載した計画です。

対象となる方

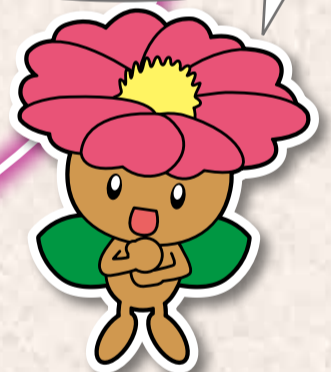
ご高齢の方や障がいのある方など、自力で避難することに支援が必要な方。(避難行動要支援者)



地域と行政で協力して「**災害時にみんなで助け合う**」計画を作っていくんだね!

記載される内容

- ・支援が必要な方の氏名、住所、連絡先
- ・支援する人や団体などの名称
- ・支援する際の留意事項
- ・災害時の避難先 など



計画の作成には掲載される方の**承諾(同意)**が必要です!

問合せ 区協働まちづくり課(防災) 窓口④番 ☎6682-9974

この取組みがめざす主なSDGs

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。



【目標1】



【目標9】



【目標11】



【目標13】



【目標16】



【目標17】

みんなで続ける「ありがとう」があふれるまち 住之江区をめざして

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS